●中心市街地共同住宅供給事業

１．支援策の概要

認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。

国は、法第 30 条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第 34 条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。また、優良な賃貸住宅を建設する場合の所得税の割増償却及び優良な住宅の用に土地等を譲渡する場合の所得税の課税繰延が税制上の特例措置として認められています。

また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等が行うことができることとする特例措置があります。（法第 33 条）

２．支援策の内容

（１）対象者

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

（２）対象地域

認定中心市街地

（３）補助対象

・調査設計計画費
・土地整備費
・共同施設整備費

（４）補助率

1/3

（５）その他

改正中心市街地活性化法施行日から３年間は、改正前の同法に基づく基本計画を策定しており、改正後の同法及び基本方針に基づく見直しの方針が明確になっている区域内、又は、改正後の同法及び基本方針に基づく基本計画の骨子が存在している区域内の事業で、建築物等の補助要件を満たす事業については、認定基本計画区域内の事業とみなし、補助対象とする経過措置を設けています。

３．問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654)　fax 03-5253-1631